

第1章 第2次みよし市食育推進計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

食べることは生きること。

食は私たちの暮らしの中心であり、なくてはならないものです。毎日の生活で三度の食事はごくあたり前のことです。

そして、このあたり前のことが、私たちの心と体を健やかに豊かにはぐくんでくれるのです。一度立ち止まって自らの食事を見つめる必要があります。自分が食べている物を深く知ることで、自分の暮らしぶりをより理解できるのではないのでしょうか。

食事は植物や動物の命をいただいており、それを栽培したり、獲ったり、料理する人々がいて食することができます。

「いただきます」「ごちそうさま」は、そのような人々と食べ物に対しての感謝の気持ちの表れです。

昨今、食をめぐる家庭や社会の環境が大きく変化しました。

家庭においては、一家団らんでの食事の機会が減少しているとともに、栄養の偏りや不規則な食習慣からくる肥満や生活習慣病、摂食障害などが問題となっています。

また、社会においては、食を支える人々の活動が見えにくくなることで食を提供する側のモラルの低下が生まれ、食品表示義務違反や食品偽装など、食の安全・安心に関わる問題が生じています。同時に、膨大な食べ残しはゴミとなり、環境問題となっています。

これらの問題に対応するため、平成17年に食育基本法が施行され、みよし市では平成20年度に、市民が今後さらに健康で心豊かな生活が送れるよう、「食」を支える人づくり、より良い食習慣と安全な「食」での健康づくり・環境づくりを目指して「三好町（当時）食育推進計画」を策定しました。今後さらに、みよし市において、市民一人ひとりが食の大切さを見直し、心身の健康を保持・増進し、健康で心豊かな生活が送れる地域づくりと人づくりを目指し、家庭・保育園・幼稚園・学校・地域（関係団体）・事業所・行政等が連携・協力し『みなおそう よく学ぼう・作ろう 食!』をキャッチフレーズとし、食育に関する施策を総合的に推進していくため、みよし市食育推進会議が中心となって「第2次みよし市食育推進計画」を策定するものです。

2 計画推進の基本的な考え方

「第2次みよし市食育推進計画」では、第1次計画による取組実績と評価を踏まえて、平成30年度までに達成すべき数値目標を掲げ、さらに食育を推進していくこととしました。この計画により、「食を通じた、人づくり、健康づくり、環境づくり」の実現を目指して、市民一人ひとりが食の大切さを理解し、取り組めるよう関係団体と連携、協力して食育を推進してまいります。

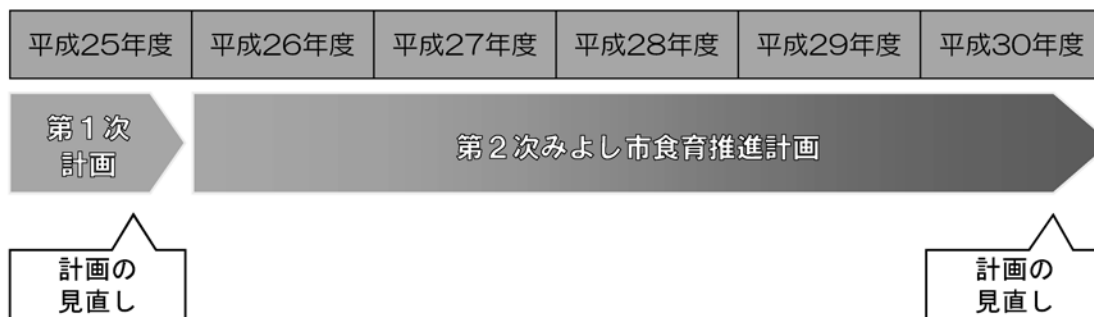
－ 食育とは －

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

「食育基本法」より

3 計画の期間

平成26年度を初年度として、平成30年（2018年）度までの5か年計画とします。



4 食育推進計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画として位置づけ、国の「第2次食育推進基本計画」や愛知県の「あいち食育いきいきプラン2015」等の計画に照らし、本市における「健康みよし21」等各種計画との整合性を保持して、みよし市の「食」を知り、地域への愛着をこめた食の総合計画とします。

5 計画策定の体制

(1) 食育推進会議の設置

みよし市食育推進会議は、学識経験者、各種団体代表、公募市民などを中心とし、市民の食育の推進を図ることを目的に組織しています。

本計画の策定においては、このみよし市食育推進会議の委員が計画づくりの中心的な役割を担い、会議を開催する中で計画の具体的な内容を協議しました。

(2) 食育研究会の設置

庁舎内部組織として食育研究会を置き、食育に関する既存事業の見直し作業をはじめ新規事業への取り組みなど、食育推進の目的に沿った関係事業について協議・検討を行いました。

(3) パブリックコメント

本市では、市民参画のため広報誌やインターネットなどを利用したパブリックコメントを実施しました。

